

消費税率の引上げなどに伴う施設使用料などの改正について

消費税率の引上げなどに伴い、平成 26 年 4 月 1 日から市内の施設使用料などの料金を改定しました。対象となるのは、次の施設などです。

1 さがら子生れ温泉会館 入館料

区分	改定前	改定後
大人料金	500 円 / 3 時間	550 円 / 4 時間
半額優待券	250 円 / 3 時間	300 円 / 4 時間
障がい者	250 円 / 3 時間 500 円 / 1 日	300 円 / 4 時間 550 円 / 1 日
回数券	5,000 円 / 3 時間 / 11 枚つづり 10,000 円 / 3 時間 / 24 枚つづり	5,500 円 / 4 時間 / 11 枚つづり 11,000 円 / 4 時間 / 24 枚つづり
家族風呂	2,000 円 / 2 時間	2,100 円 / 2 時間
個室	2,000 円 / 2 時間	2,100 円 / 2 時間

※ 子ども料金の改定は行いません。

【問い合わせ：さがら子生れ温泉会館 電話：0548-54-1126】

2 清掃センター（さんあ〜る）およびリサイクルセンター（坂部）

○ごみ処理手数料

区分	改定前	改定後
一般家庭ごみ	10 k g まで毎に 50 円	10 k g まで毎に 51 円
事業所、事業系ごみ	10 k g まで毎に 150 円	10 k g まで毎に 154 円

※ 計量により算出された金額の 10 円未満は切捨てとなります。

○家電 4 品目の処理（運搬）手数料

区分	改定前	改定後
テレビジョン	3,200 円	3,290 円
エアコンディショナー	3,400 円	3,490 円
電気冷蔵庫	3,900 円	4,010 円
電気洗濯機、衣類乾燥機	3,000 円	3,080 円

※ 事前に郵便局でリサイクル券の購入が必要となります。

【問い合わせ：吉田町牧之原市広域施設組合 清掃センター 電話：0548-24-0530】

3 市の施設の使用料など

区分	改定前	改定後	問い合わせ
笠名農業集落排水処理施設使用料	1か月につき基本料金 20立法メートルまで 2,100円。 超過1立法メートルにつき84円	1か月につき基本料金 20立法メートルまで 2,160円。 超過1立法メートルにつき86円40銭	お茶特産課 電話： 0548-53-2621
市都市下水路の土地占用料	占用の期間が1か月に満たない場合、条例で定めた額に100分の105を乗じて算出した金額	占用の期間が1か月に満たない場合、条例で定めた額に100分の108を乗じて算出した金額	建設管理課 電話： 0548-53-2627
市道の土地占用料			
法定外道路の土地占用料			
普通河川の土地占用料			
準用河川の土地占用料			

※ 詳しくは、各施設又は担当課までお問い合わせください。